

## ○檜葉町条件付一般競争入札実施要綱

令和5年4月1日 訓令第15号

### 檜葉町条件付一般競争入札実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する工事等（以下「工事等」という。）について、入札に参加する者の資格を定めて行う条件付一般競争入札を実施するにあたり、檜葉町財務規則（昭和57年檜葉町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち、設計金額が原則として130万円を超える工事（以下「対象工事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特殊な工法又は技術を必要とする工事
- (2) 事故又は災害等により、緊急の対応を必要とする工事
- (3) 多様な入札方式を考慮しなければならない工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、条件付一般競争入札に付することが適当でない工事

#### (入札参加形態)

第3条 前条の規定により対象工事を選定したときは、業者が当該工事に係る入札に参加する形態（以下「入札参加形態」という。）を定めるものとする。

2 前項の入札参加形態は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 単体企業
- (2) 共同企業体

#### (共同企業体の結成)

第4条 共同企業体の結成方法は、檜葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和61年檜葉町訓令第3号。以下「共同企業体取扱要綱」という。）第4条又は第6条の規定によるものとする。

#### (入札参加資格)

第5条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の

規定に該当しない者であること。

- (2) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年檜葉町訓令第 1 号。以下「資格審査等要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する工事等請負有資格業者名簿に登載されている者であること。
- (3) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 61 年檜葉町訓令第 5 号）に基づいて指名停止の措置を受けた者にあつては、当該指名停止の期間を経過していること。
- (4) 対象工事の業種ごとに法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けている者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続廃止の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札参加形態が共同企業体の場合、共同企業体取扱要綱に規定する共同企業体であること。

2 次の各号に掲げる者は、同一の条件付一般競争入札（共同企業体により施工する工事に係るものを除く。）に参加することができない。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する子会社と親会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- (2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合若しくは一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

3 工事等の入札参加資格については、前 2 項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から、必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 建設業法に規定する工事の種類に関すること。
- (2) 当該入札に参加する者の参加資格に関すること。
- (3) 当該入札に参加する者の事業所の所在地に関すること。
- (4) 当該工事と同種又は類似工事の施工実績に関すること。
- (5) 当該工事に配置を予定する技術者の資格に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

（条件付一般競争入札参加資格審査委員会）

第 6 条 前条の規定に基づく入札参加資格の確認を調査審議するため、条件付一般競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 委員の構成及び必要な事項に関しては、資格審査等要綱第 7 条に規定する工事等指名

運営委員会を準用する。

(入札参加資格要件の内申及び決定)

第7条 工事担当課長は、対象工事の起工が決定した場合において、条件付一般競争入札参加資格要件事前審査内申書（様式第1号）を総務課長に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定に基づく条件付一般競争入札参加資格要件事前審査内申書の送付を受けたときは、資格審査委員会に対し入札参加資格の事前審査を受けるものとする。

3 総務課長は、前項の選考の結果を条件付一般競争入札参加資格要件決定通知書（様式第2号）により、当該工事担当課長に通知しなければならない。

4 工事担当課長は、前項の通知があったときは、町長の決定を受けるものとする。

(入札の公告)

第8条 町長は、条件付一般競争入札に付そうとするときは、規則第112条に定める事項を公告するものとする。

2 前項の公告の内容は、掲示場に掲示するとともに町ホームページに掲載するものとする。

3 公告は、公告した日から入札日まで行うものとし、その期間は原則として15日（檜葉町の休日を定める条例（平成元年檜葉町条例第23号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。ただし、予定価格が5千万円に満たない場合又は再度公告入札の場合は、5日を限度として短縮することができる。

(設計図書等の閲覧)

第9条 町長は、工事等に係る図面、仕様書等（以下「設計書等」という。）を入札公告に示した方法により閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する閲覧の期間は、公告の日から入札日の前日までとする。

3 設計図書等の閲覧を希望する者は、設計図書等閲覧用パスワード照会申請書兼回答書（様式第3号）により町長へ申請するものとする。

4 前項に規定する申請を行うことができる者は、公告において指定した入札参加資格要件を満たす者のみとする。

5 町長は、第3項の申請があったときは、速やかに設計図書等閲覧用パスワード照会申請書兼回答書により申請者へ回答するものとする。

(入札参加申請)

第10条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）

は、単体企業にあつては、条件付一般競争入札参加申請書（様式第4号の1）、共同企業

体にあつては条件付一般競争入札参加申請書(様式第4号の2(以下「申請書」という。))及び檜葉町共同企業体取扱要綱(平成22年告示第56号)第9条第2項の規定に基づく特定建設工事共同企業体協定書を、公告に示した入札参加申請期間内に町長へ提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請を行うことができる者は、前条第5項で規定する回答を受けた者のみとする。
- 3 町長は、第1項に規定する申請書の提出があつたときは、速やかに条件付一般競争入札参加申請受付票(様式第5号(以下「受付票」という。))を申請者へ交付するものとし、交付を受けた者を条件付一般競争入札参加者(以下「入札参加者」という。)とする。
- 4 提出された申請書は、次に定めるところにより取り扱うものとする。
  - (1) 入札参加申請期限を過ぎて申請のあつたものは、無効とする。
  - (2) 提出後の差替え及び再提出は原則として認めない。
  - (3) 申請書の作成に係る費用は入札参加希望者の負担とする。
  - (4) 提出された申請書の返却及び公表は行わないものとし、他の用途にはしない。
  - (5) その他必要がある場合は町長が別に定める。

#### (現場説明会)

第11条 現場説明会は原則として行わないものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

#### (質問及び回答)

第12条 入札参加者は、設計図書等に対して質問がある場合は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書兼回答書(様式第6号(以下「質問書兼回答書」という。))を町長へ提出することにより行うものとする。

- 2 町長は、前項に規定する質問書兼回答書の提出があつたときは、速やかに条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書兼回答書を設計図書等の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

#### (入札の辞退)

第13条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより町長に申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあつては、入札日の前日までに、入札辞退届(様式第7号)を直接持参し、又は郵送等(入札日の前日までに到達するものに限る。)により行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行す

る者に直接提示して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札保証金)

第 14 条 入札保証金の納付は、規則第 115 条第 1 項第 4 号の規定により免除するものとする。

(入札の執行)

第 15 条 入札は、公告で指定された日時及び場所において行うものとする。

- 2 入札参加者は、入札公告、規則、檜葉町工事請負契約約款等を熟知のうえ、入札書（様式第 8 号）及び工事費内訳書（様式第 9 号）により入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第 10 号）を持参させ確認を受けなければならない。
- 4 入札参加者は、令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者等は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

(最低制限価格の設定)

第 16 条 条件付一般競争入札の執行に当たっては、規則第 120 条第 2 項に基づき、入札公告で最低制限価格設定の有無を指定することとする。

(公正な入札の確保)

第 17 条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者等は、落札の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効等)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札公告で示した所定の日時以外に提出した入札
- (2) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした入札
- (5) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
- (8) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明瞭なもの、又は入札書に宛先、商号、名称若しくは押印のいずれかがない入札
- (9) 日付がない又は設計図書等閲覧日から入札日までの期間内の日付となっていない入札
- (10) 明らかに連合と認められる入札
- (11) 工事費内訳書を提出しない者による入札
- (12) 工事費内訳書の記入漏れ、根拠不明な値引きの記載、計算誤りなど、入札金額の根拠資料として不適切な入札
- (13) 工事費内訳書の積算価格と入札価格が一致しない入札
- (14) 金額の記入漏れ、計算誤り等、工事費内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）を設けている場合は、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 再度の入札において前項に規定する無効の入札をした者
- (3) 再度の入札をした場合において、前回の最低価格以上の価格で入札をした者

(開札)

第 20 条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行う入札終了後、当該入札場所において、入札参加者等を立ち合わせて行うものとする。

2 開札の結果、無効及び失格の入札を除き予定価格の制限の範囲内で有効な入札書を提

出した者のうち最低価格の入札をした者を、落札者となるべき者（以下「落札候補者」という。）と決定し、入札金額及び入札者名を読み上げたうえ、落札を保留する。

- 3 前項において、落札候補者となるべき者が複数となった場合は、この者たちにくじを引かせて順位を決定するものとする。

（再度入札）

第 21 条 前条第 2 項において、落札候補者が無いときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

- 2 再度入札の執行回数は、2 回を限度とする。
- 3 再度入札を行うとき、第 19 条に規定する無効及び失格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

（入札参加資格の確認）

第 22 条 町長は、第 20 条第 2 項の規定に基づき落札候補者を決定し、落札の保留を行ったときは、落札候補者に対して条件付一般競争入札参加資格確認書類及び必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」と総称する。）を提出することを指示し、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。

- 2 入札参加資格確認書類の主なものは、次のとおりとする。
  - （1）条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 11 号）
  - （2）条件付一般競争入札参加資格確認資料総括表（様式第 12 号）
  - （3）同種工事施工実績書（様式第 13 号）
  - （4）配置技術者経歴書（様式第 14 号）
  - （5）その他必要な書類
- 3 前項の入札参加資格確認書類は、共同企業体にあつては構成員ごとに作成する。
- 4 第 1 項の規定に基づく確認は、入札参加資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、入札参加資格がないと認める者があつたときは、速やかに次順位の落札候補者に通知することとする。
- 5 第 1 項及び第 4 項に規定する指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して原則として 5 日以内（休日を除く。）に入札参加資格確認書類を提出しなければならない。
- 6 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は無効とする。ただし、期間内に入札参加資格確認書類を提出しない理由が落札候補者の責によらない正当なものであると判断できる場合は、この限りではない。
- 7 町長は、第 5 項で規定する入札参加資格確認書類の提出があり、町が受付をした日から起算して原則として 5 日以内（休日を除く。）に入札参加資格確認書類の確認を行わな

ればならない。

(入札参加資格の審査)

第 23 条 総務課長は、前条で規定する確認において、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を有していることの審査を行い、条件付一般競争入札参加資格確認一覧表（様式第 15 号）及び工事等入札結果調書（様式第 16 号）により、町長に報告しなければならない。

9 総務課長は、入札参加資格の確認について別に定める場合にあつては、資格審査委員会の審議を受けなければならない。

(入札参加不適格の通知)

第 24 条 町長は、前条の審査の結果、落札候補者が入札公告に示す入札参加資格要件を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付し、条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第 17 号）により通知しなければならない。

2 前項の通知に不服がある落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して原則として 3 日以内（休日を除く。）に、その理由について条件付一般競争入札参加資格不的確通知に対する理由説明請求書（様式第 18 号）により説明を求めることができるものとする。

3 町長は、前項の説明を求められたときは、説明を求められた日から起算して原則として 6 日以内（休日を除く。）に、当該落札候補者に対し書面により回答するものとする。

4 町長は、前項の規定による回答に対し、落札候補者から再度説明請求があり、回答する場合には、資格審査委員会に意見を求めることができるものとする。

(落札決定までに入札参加資格を失った場合)

第 25 条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなすものとする。

(落札者の決定)

第 26 条 町長は、第 23 条の審査の結果、落札候補者が入札公告に示す入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

2 町長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、落札決定通知書（様式第 19 号）により通知しなければならない。

3 前項以外の入札参加者への落札決定の通知は、檜葉町入札等結果の公表に関する要綱（平成 22 年檜葉町訓令第 10 号）の規定による当該入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。